主 文

- 1 被申請人が申請人に対し、昭和五四年一〇月一日付でなした特別休職処分及び本社人事部付を命ずる配置転換の効力を仮に停止する。
- 2 被申請人は申請人に対し四五万円及び昭和五五年七月以降本案判決確定に至る まで毎月二五日限り五万円仮に支払え。
- 3 申請人のその余の申請を却下する。
- 4 申請費用はこれを五分し、その一を申請人、その余を被申請人の各負担とする。

理 由

一 当事者の求める裁判

申請人は、「被申請人は申請人を特別休職処分の付着しない被申請人薬理研究所に勤務する従業員として仮に取扱え。被申請人は申請人に対し、一二二万六四二五円及び昭和五五年七月分以降毎月二五日限り一四万一四九九円の金員を仮に支払え。」との裁判を求め、被申請人は、「本件仮処分申請を却下する。」との裁判を求めた。

二 当事者双方の主張

申請人の申請理由の要旨は、被申請人は薬品、医薬品の製造、販売等を目的とする株式会社であり、滋賀県野洲郡〈以下略〉に医薬品の開発研究等を行なう薬理研究所を付設している。申請人は、昭和四五年三月、被申請人との間で雇傭契約を結んで被申請人に入社して以来後記本件処分を受けるまで右薬理研究所に勤務していた。

ところで、申請人は、昭和五四年九月九日告示、同月一六日投票の野洲郡中主町議会議員選挙に立候補、当選し、同年一〇月一日同町議会議員に就任したものであるが、同年九月一八日被申請人から申請人が同町議会議員に当選したことを理由に同年一〇月一日付をもつて申請人を特別休職処分(以下本件休職処分という。)を受けた。しかし、本件処局は、あわせて本社人事部付とする旨の配置転換命令(以下本件配転命令といい、本件処分をあわせていう場合には単に本件処分という。)を受けた。しかし、本件処分は、労働者の公民権行使を保障した労働基準法七条の規定に違反し無効であるに、被申請人は、本件処分を有効なものとし、昭和五四年一〇月一日以降申試、公司、被申請人は、本件処分を有効なものとし、昭和五四年一〇月一日以降申请、公司、被申請人より支給される賃金のみによってその生計を維持している。

申請人は、本件処分以前の昭和五四年七月度ないし九月度の各給与として通勤手当を除き、七月度一三万五五二六円、八月度一四万八九六四円、九月度一四万〇〇六円の支給を受けており、これを平均すると一か月約一四万一四九九円になる。被申請人における賃金計算期間は、前月二一日から当月の二〇日までであり、その分が当月二五日に支払われるものである。そこで無効な本件休職処分により、申請人は本年六月分まで夏季一時金以外に一二二万六四二五円〔14万1499円×(2/3か月+8か月)〕の給与の支払を受けていないし、また同年七月以降においては毎月二五日限り支払を受けるべき月額一四万一四九九円の賃金請求権を有する。

よつて、申請の趣旨記載の仮処分命令を求める、というものである。これに対し、被申請人は、本件処分は有効である旨主張するので、以下検討する。 三 本件処分の効力について

1 被申請人は、薬品、医薬品の製造、販売を目的とする株式会社で、滋賀県野洲郡く以下略〉に医薬品の開発研究所等を行なう薬理研究を付設していること、申請人は、高校を卒業した昭和四五年三月被申請人に雇傭されるとともに薬理研究所に配属され、以来昭和五四年九月三〇日までの間一貫して動物飼育管理を主とする業務に従事し、同日現在では同研究所第一研究室第六グループに所属していたこと、申請人は、同年七月三日被申請人に対し労働協約の定めにしたがつて後記立候補の届出をなしたうえ、同年九月九日告示、同月一六日投票の野洲郡中主町議会議員の選挙に立候補、当選し、同年一〇月一日同町議会議員に就任したこと、被申請人は、同年九月一八日被申請人の就業規則二二条二号及び被申請人と森下製薬労働組

合との間の労働協約六三条二号に基づき、申請人が同町議会議員に当選したことを理由に申請人を本件処分に付したこと、以上の各事実は、当事者間に争いがない。2 疎明によると、被申請人は、その就業規則において、従業員が知事、市町村長、国会及び地方議会議員、その他公共団体の有給公務員に就任したときは当該従業員を右議員などの任期満了までの間特別休職とし(二二条二号)、その期間中の賃金は無給とする旨定め、更に運用として、右特別休職に付する従業員に対しては右処分とあわせて本社人事部付とする配置転換をすることとしており、また、被申請人と森下製薬株式会社労働組合との労働協約にも右就業規則と同様の規定が置かれていることが一応認められる。

ところで、労働基準法七条本文(使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権そのした。 で、労働基準法七条本文(使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権そのした。 ところで、労働基準法七条本文(使用者は、労働時間中に、選挙権そのした。 を主き行使しない。のでは、労働を制力をでは、 の行きない。のでは、対してはいるのでは、 の行きを実質が労働時間であるに対しては、 の行きないでおりしては、 の行きないでは、 の行きないでは、 の行きないでは、 の行きないでは、 の行きないでは、 の行きないが、 の行きないでは、 の行きないでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののには、 ののは、 のいは、 のいる。 のいは、 のいは

3 そこで、以下申請人の中主町議会議員就任のもたらす影響の程度について検討するに、疎明によれば

(一) 申請人は、昭和五四年九月三〇日当時前記第六グループに所属し、ビーグル犬及び野犬の飼育管理、SPF施設(無菌状態での動物飼育施設)関連外部作業、動物、器具及び資材の需給管理、その他の業務に従事していたものであるが、右各業務はそれらの作業内容等からしてもまた過去における実績からしても代替性があり、右第六グループ所属の正社員三名及びいわゆるパートタイマー七名によつて適当に業務を分担することによつて少なからぬ融通性を確保することは可能である。

(三) ところで被申請人はいわゆる週休―日前を採用しておって、正任員は工曜日も公休日とされているところ、前記各種協議会などは土曜日に開催されることがあるし、また前記各会議や会合が連続して開催されるのは年間を通じまれにしかなく、定例会においてはその開催月が三月、六月、九月、一二月と定まつているうえ、定例会を含めた前記各会議や協議会の開催は、少なくとも三日前までには各議

員に通知されることになつている。

(四) 申請人は、本件休職処分がなかつたならば、昭和五四年一〇月一日以降においては、年一六日間の有給休暇権が認められていたもので、このうちの一定の時間を議会活動等に充てる考えでいるうえ、各種研修、視察等については、右研究所における業務との両立を考慮しながら、出席の必要性について判断し、できる限り、右業務への影響を軽減することを考えている。

、以上の各事実を一応認めることができ、以上認定の諸事実を総合すると、申請員によって議員活動に要する日数の多寡が左右され、それにしたがつて被したがつるとの業務遂行に及ぼす影響の程度も異なつてくるという不確定要素はあるものに母話人の中主町議会議員への就任及びそれに伴なう活動が被申請人の業務遂行程及びそれに伴なう活動が被申請人の実務遂行程度の支障をきたすものであることを否定するに値するほどのものとは認めるというできない。したがつて、右のような事由があるものといわざるを認った無効なものといわざるをはこれといいとない。 は、その要件の存否の認定を誤った無効なものといわざるをない。ると、右配置転換は、位業員を休職処分とする場合にはこれといめよいの理由がない以上本件で当該従業員に対しなされるものといわざるを得ない。

四 申請人の賃金請求権について

本件処分が無効である以上、申請人はなお被申請人の薬理研究所に勤務する従業員たる地位を有し、かつ被申請人に対し賃金請求権を有するものというべきところ、疎明によると、申請人は、本件処分当時、毎月二五日払いで月額平均一四万一四九八円(但し、通勤手当を除く。)の賃金の支払を受けていたこと、被申請人は申請人に対し、昭和五四年一〇月一日以降右期間に対応する賃金を支払つていないことが一応認められるから、申請人は被申請人に対し、同日から同月二〇日までの期間に対して支払われるべき賃金九万四〇〇〇円及び同年一一月以降毎月二五日限り一四万一四九八円の賃金の各支払請求権を有することは明らかである。五保全の必要性について

本件処分以降被申請人が申請人を薬理研究所に勤務する従業員として取扱うこと及び昭和五四年一〇月一日以降現在に至るまで右期間に対する賃金を支払うことを拒否していることは当事者間に争いがなく、疎明によると、申請人は借家住いの独身であり、本件処分以前においては被申請人から支払われる賃金のみによつて生計を維持していた労働者であり、本件処分以後においては、昭和五四年一〇月から同年一二月までは月額八万円、昭和五五年一月以降は月額九万円(ただし、手取額は六、七万円)の町議会議員として受領する報酬しか収入がなく、生活に困窮していることが一応認められる。

以上の事実関係からすると、本案判決確定に至るまで本件処分の効力を停止するとともに、被申請人から申請人に対し、前記平均賃金額と議員報酬額との差額に見合う程度の金員を仮に支払われるべき必要性があり、その余の申請は、その必要性を認めるに足りる疎明がないものと認めるのが相当である。

以上の次第で、申請人の本件仮処分申請は主文 1、2項で認容した限度でその理由があるから、事案に照らし保証を立てさせないでこれを認容することとし、その余は理由がないからこれを却下することとし、申請費用の負担について民事訴訟法八九条、九二条を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 小北陽三 大津卓也 小松平内)